

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：松野町長、松野町議会議員、松野町選挙管理委員会
松野町農業委員会、松野町教育委員会

令和8年6月17日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.8 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	98.0 %
全職員	82.0 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁課長相当職	— %
本庁課長補佐相当職	97.9 %
本庁係長相当職	96.4 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31～35年	90.3 %
26～30年	87.4 %
21～25年	— %
16～20年	— %
11～15年	100.7 %
6～10年	107.0 %
1～5年	104.3 %

【説明欄】

- 医療職給料表の適用を受ける職員（医師）については、給与水準が高く、また、当該職員が一方の性別のみのため、集計の対象外としている。
- 任期の定めのない常勤職員以外の職員について、報酬形態が日給又は時給で、勤務日数が一定でない者は集計の対象外としている。
- 職員を数える単位として、常勤職員の所定勤務時間を1人として職員数を換算し算出している。
- 男女両方又はどちらかに該当者が存在しない場合、又は一方の職員が1名の場合は「—」と記載している。
- 扶養手当について、主たる生計維持者である男性職員に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は69.8%である。
- 性別ごとの「任期の定めのない常勤職員」の割合は、男性が66.6%、女性が36.0%である。「任期の定めのない常勤職員以外の職員」は女性の比率が高くなっており、相対的に給与水準が低い職員が女性に偏っている。
- 定年延長に伴う給与7割措置の対象者が現在女性職員のみであり、任期の定めのない常勤職員における女性の平均年間給与が低くなっている。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	0 %

【説明欄】

【基準日】 令和7年4月1日

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
本庁課長相当職	0 %
本庁課長補佐相当職	40.0 %
本庁係長相当職	64.7 %

【説明欄】

【基準日】 令和7年4月1日

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	100.0 %
女性	100.0 %

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	— %
女性	100.0 %

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0 %	0 %	— %	0 %
1週間以上2週間未満	0 %	0 %	— %	0 %
2週間以上1月以下	0 %	0 %	— %	0 %
1月超3月以下	100.0 %	0 %	— %	0 %
3月超6月以下	0 %	0 %	— %	0 %
6月超9月以下	0 %	0 %	— %	0 %
9月超12月以下	0 %	66.7 %	— %	100.0 %
12月超24月以下	0 %	33.3 %	— %	0 %
24月超	0 %	0 %	—	—

【説明欄】

○会計年度任用職員の男性職員は、育児休業の取得対象者がいなかったため「—」と記載している。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	11.0 時間／月
内部部局等以外	4.4 時間／月

【説明欄】

--